

令和8(2026)年度「基盤研究(C)」及び「若手研究」における独立基盤形成支援(試行) 公募要領の変更点について

本研究種目の支援対象者の要件について、下記の通り変更します。詳細は公募要領を改めてご確認ください。

頁	変更前	変更後
<p>9頁 3. ア) 支援対象者の要件</p> <p>11頁 1. (1) (1) 支援対象者の選定</p>	<p>令和8年度事業として交付内定を受けた「基盤研究(C)」又は「若手研究」(課題番号が26Kで始まるもの)の研究代表者のうち、大学又は大学共同利用機関法人に所属し、新たに准教授以上の職位に就いて2年以内かつ令和8(2026)年4月1日現在で博士の学位取得後15年以下の者(産前・産後の休暇、育児休業の期間を除く)であって、所属する研究機関において研究室を主宰(※)していること。</p>	<p>令和8年度事業として交付内定を受けた「基盤研究(C)」又は「若手研究」(課題番号が26Kで始まるもの)の研究代表者のうち、大学又は大学共同利用機関法人に所属し、新たに准教授以上の職位に就いて2年以内かつ令和8(2026)年4月1日現在で博士の学位取得後15年以下の者(※1、※2)であって、所属する研究機関において研究室を主宰(※3)していること。</p> <p><u>(※1)令和8(2026)年4月1日までに博士の学位を取得見込みの者及び博士の学位を取得後に産前・産後の休暇を取得又は未就学児を養育していた場合は、当該期間を除くと博士の学位取得後15年以下となる者を含む。</u></p> <p><u>(※2)「未就学児」の対象は、「子」であり、民法上の解釈に即して応募者本人の子(実子、非嫡出子又は養子)となります。</u></p>